



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 25 日 (火)
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	平成 20 年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則 (1) (教育総務課) 2 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則 (2) (高等学校課) 5 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (3) (教育総務課) 8 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 (4) (〃) 10 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (5) (特別支援教育室) 12
◇ 教委訓令	教育委員会事務部局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (1) (教育総務課) . . 14

教育委員会規則

平成20年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第1号

平成20年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">小中学校課</td> <td>就学助成担当、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課</td> <td>総務担当、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高等学校課</td> <td>学事担当、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td>家庭・地域教育課</td> <td>管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係</td> </tr> </table>	略		小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係	特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係	略		高等学校課	学事担当、管理係、指導係		高校改革推進室	家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係	<p>(課等及びその内部組織の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係、室その他の内部組織(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">小中学校課</td> <td>就学助成係、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育室</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高等学校課</td> <td>学事係、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td>家庭・地域教育課</td> <td>管理係、家庭・地域教育係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習振興室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村振興担当、県民振興担当</td> </tr> </table>	略		小中学校課	就学助成係、管理係、指導係	特別支援教育室		略		高等学校課	学事係、管理係、指導係	家庭・地域教育課	管理係、家庭・地域教育係		生涯学習振興室		市町村振興担当、県民振興担当
略																															
小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係																														
特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係																														
略																															
高等学校課	学事担当、管理係、指導係																														
	高校改革推進室																														
家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係																														
略																															
小中学校課	就学助成係、管理係、指導係																														
特別支援教育室																															
略																															
高等学校課	学事係、管理係、指導係																														
家庭・地域教育課	管理係、家庭・地域教育係																														
	生涯学習振興室																														
	市町村振興担当、県民振興担当																														

略	
人権教育課	<u>社会教育担当、学校教育担当</u>
	略
文化財課	<u>管理担当、文化財係</u>
	略
略	
体育保健課	<u>管理担当、健康教育係、体育係</u>
略	

(各課等の分掌事務)

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課～小中学校課 略

特別支援教育課

(1)～(7) 略

教育センター～人権教育課 略

文化財課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

博物館～スポーツセンター 略

(職制)

第6条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

略	
人権教育課	<u>人権推進担当、同和教育担当</u>
	略
文化課	<u>管理係、文化財係</u>
	略
略	
体育保健課	<u>管理係、健康教育係、体育係</u>
略	

(各課等の分掌事務)

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課～小中学校課 略

特別支援教育室

(1)～(7) 略

教育センター～人権教育課 略

文化課

(1) 芸術文化の振興に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

博物館～スポーツセンター 略

(職制)

第6条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、課等に参事、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を置くことができる。

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">総務係・設備係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	総務課	総務係・設備係	略		<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係及び担当(以下「係等」という。)を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">庶務係・設備係</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	総務課	庶務係・設備係	略	
総務課	総務係・設備係								
略									
総務課	庶務係・設備係								
略									

(鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則(平成7年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 スポーツセンターに、<u>総務担当</u>、生涯スポーツ係及び競技スポーツ係を置く。</p> <p>2 <u>係及び担当(以下「係等」という。)</u>の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>3 所長は、<u>係等の分掌事務</u>を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 スポーツセンターの職員の職は、所長、次長、<u>主幹</u>、係長、<u>副主幹</u>、指導主事及び主事とする。</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 スポーツセンターに、<u>総務係</u>、生涯スポーツ係及び競技スポーツ係を置く。</p> <p>2 係の分掌事務は、所長が定める。</p> <p>3 所長は、<u>係の分掌事務</u>を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 スポーツセンターの職員の職は、所長、次長、係長、指導主事及び主事とする。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童等に対する指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施及びその後の措置に関し必要な事項を定めるとともに、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、児童等に対する指導が不適切な教員の認定の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 次に掲げる者をいう。

ア 県立学校に勤務する教員(県立高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下この号において同じ。)をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。)

イ 市町村立学校(幼稚園を除き、市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。)に勤務する教員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第37条第1項に規定する県費負担教職員のうち、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。ただし、条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。)

(2) 児童等 児童、生徒又は幼児をいう。

(3) 指導改善研修 教育委員会が、児童等に対する指導が不適切であると認定した教員に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために行う研修をいう。

(4) 職種変更 次に掲げる教員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職種の変更を行うことをいう。

ア 県立学校に勤務する教員 教育委員会の機関に置かれる職へ転職させること。

イ 市町村立学校に勤務する教員 地教行法第47条の2及び鳥取県県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手續に関する規則(平成15年鳥取県教育委員会規則第1号)の規定により、当該県費負担教職員を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長及び教員の職を除く。)に採用すること。

(申請)

第3条 児童等に対する指導が不適切な教員の認定は、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者からの申請に基づいて行うものとする。

(1) 県立学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校の校長

(2) 市町村立学校に勤務する教員 申請に係る教員が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会(市町村の組合立の学校にあっては、当該組合の教育委員会。以下「市町村教育委員会」という。)の教育長

2 前項の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

(1) 当該教員の児童等に対する指導の状況

(2) 当該教員に対する研修等の実施状況及びその結果

(3) 児童等、保護者等からの苦情等の記録

(4) 校長又は市町村教育委員会が行った当該教員に対する意見聴取の内容

(事実の確認)

第4条 鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条第1項の申請を受けたときは、同条第2項に規定する書面により事実の確認を行うとともに、必要があると認めるときは、校長又は市町村教育委員会から意見を聴くものとする。

(指導が不適切であることの認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により事実の確認を行った結果、第3条第1項の申請に係る教員の児童等に対する指導が不適切であると認めるときは、その旨を認定するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定に当たっては、次条から第8条までに定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会は、第1項の認定を行うまでに、当該申請に係る教員に対し、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 教育委員会は、第1項の認定をしたときは、当該認定に係る教員に対してその旨を通知しなければならない。

(意見の聴取)

第6条 前条第2項に規定する者(以下「専門家等」という。)は、次に掲げる者のうちから、6人を超えない範囲内で教育委員会が委嘱する。この場合において、教育委員会は、第5号に掲げる者が1人以上となるようにするものとする。

(1) 医師

(2) 法律に関する専門的な知識経験を有する者

(3) 学識経験者

(4) 教育関係団体の代表者

(5) 県内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)

2 専門家等の委嘱期間は、2年とする。ただし、委嘱期間の中途においても解嘱することができる。

3 教育委員会は、前条第2項の意見聴取に際しては、専門家等による会議を開催するものとする。

4 前項の会議は、年3回開催するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

5 会議は、第1項第5号に掲げる者である専門家等が1人以上出席し、かつ、その他の専門家等の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(秘密保持義務)

第7条 専門家等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。解嘱された後も、同様とする。

(委任)

第8条 前2条に定めるもののほか、専門家等の会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(実施)

第9条 教育委員会は、第5条第1項の認定を受けた教員に対し、指導改善研修を実施する。

2 指導改善研修の期間は、1年間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない期間内で、これを延長することができる。

3 教育委員会は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

(改善程度の認定)

第10条 教育委員会は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の認定について準用する。

(指導改善研修後の措置)

第11条 教育委員会は、前条第1項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行う

ことができないと認める教員に対して、指導改善研修の継続、退職の勧奨、職種変更、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現になされている指導改善研修に相当する研修に関する教員の申請、認定、人事上の措置等は、この規則に基づきなされたものとみなす。この場合における指導改善研修に相当する研修の期間の取扱いに関しては、教育委員会が定める。

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第3号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)</u>及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。</p>

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、退職手当に係る部分(<u>職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第45号)附則第2項及び第4項に規定する施行日の前日に受けていた給料月額に係る部分を除く。</u>)を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、退職手当に係る部分を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、前項の規定による給料月額とする。</p>

9 略

9 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行し、第2条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第8項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第4号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p>第2条 教育委員会は、<u>次に掲げる事務を除き、その</u>権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>（1）<u>教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針</u>に関すること。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>（5）<u>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価</u>に関すること。</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>（10） 略</p> <p>（11） 略</p> <p>（12） 略</p> <p>（13） 略</p> <p>（14） 略</p> <p>（15） 略</p> <p>（16） 略</p> <p>（17） 略</p> <p>（18） 略</p> <p>（19） 略</p> <p>（20） 略</p> <p>（21） 略</p> <p>（22） 略</p>	<p>（委任）</p> <p>第2条 教育委員会は、<u>次の各号に掲げる事務を除</u>き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>（1）<u>県教育行政の基本方針</u>に関すること。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>（10） 略</p> <p>（11） 略</p> <p>（12） 略</p> <p>（13） 略</p> <p>（14） 略</p> <p>（15） 略</p> <p>（16） 略</p> <p>（17） 略</p> <p>（18） 略</p> <p>（19） 略</p> <p>（20） 略</p> <p>（21） 略</p>

<p>(23) 略</p> <p><u>(24) 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定に関すること。</u></p> <p>(25) 略</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) <u>第2条第9号</u>に掲げる事務（事務局の次長及び課長、校長並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）</p> <p>(2) <u>第2条第13号</u>に掲げる事務（鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）による表彰を除く。）</p> <p>(3) <u>第2条第14号</u>に掲げる事務（不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するものを除く。）</p> <p>(4) <u>第2条第15号</u>に掲げる事務</p> <p>(5) <u>第2条第19号</u>に掲げる事務</p> <p>(6) <u>第2条第22号</u>に掲げる事務</p> <p>(7) <u>第2条第25号</u>に掲げる事務（特に重要又は異例な事務を除く。）</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) <u>第2条第8号</u>に掲げる事務（事務局の次長及び課長、校長並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）</p> <p>(2) <u>第2条第12号</u>に掲げる事務（鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年7月鳥取県教育委員会規則第12号）による表彰を除く。）</p> <p>(3) <u>第2条第13号</u>に掲げる事務（不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するものを除く。）</p> <p>(4) <u>第2条第14号又は第18号</u>に掲げる事務</p> <p>(5) <u>第2条第21号</u>に掲げる事務</p> <p>(6) <u>第2条第23号</u>に掲げる事務（特に重要又は異例な事務を除く。）</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（学校栄養主任等）</u> 第33条の2 特別支援学校に、<u>学校栄養主任及び学校栄養職員（以下「学校栄養主任等」という。）</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>学校栄養主任等は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。</u></p> <p>3 <u>学校栄養主任等は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>	<p><u>（学校栄養職員）</u> 第33条の2 特別支援学校に、<u>学校栄養職員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>学校栄養職員は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。</u></p> <p>3 <u>学校栄養職員は、技術職員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>
<p><u>（寄宿舍主任等）</u> 第34条 <u>寄宿舍を設ける学校に、寄宿舍主任及び寄宿舍副主任を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>寄宿舍主任は、上司の命を受け、寄宿舍指導員の業務に従事するとともに、寮務主任又は舎監を補佐する。</u></p> <p>3 <u>寄宿舍副主任は、上司の命を受け、寄宿舍指導員の業務に従事するとともに、寄宿舍主任を補佐する。</u></p> <p>4 <u>寄宿舍主任及び寄宿舍副主任は、寄宿舍指導員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>	<p><u>（寄宿舍指導員）</u> 第34条 <u>寄宿舍指導員は、上司の命を受け、寄宿舍における児童及び生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。</u></p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（任免の発令の方法）</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換え又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換え（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修、研修解除、<u>育児短時間勤務承認</u>、<u>育児短時間勤務期間延長</u>、<u>育児短時間勤務失効</u>、<u>育児短時間勤務取消又は育児短時間勤務変更承認</u>の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達をもつ</p>	<p>（任免の発令の方法）</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換え又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換え（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達をもつ</p>

者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。)による伝達をもってこれに代えることができる。

てこれに代えることができる。

別表(第3条関係)

別表(第3条関係)

職員の任免の発令の形式

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の場合

第1 一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)の場合

1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。)

1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。)

(1) 略

(1) 略

(2) 教育長以外の職員の場合

(2) 教育長以外の職員の場合

(ア)

(ア)

鳥取県.....に任命する

鳥取県.....に任命する

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による)

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による)

.....職.....級に決定する

.....職.....級に決定する

(ア) 職員の種類の別とする。

(ア) 職員の種類の別とする。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。

任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任

任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任

<p>.....号給を給する勤務を命ずる (イ)を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p>	<p>期付職員」という。)を採用する場合を除く。</p> <p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項(第1号に限る。) 又は第18条第1項の規定により採用される職員(以下「<u>育児休業等任期付職員</u>」という。)、<u>特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例</u>第2条第2項の規定により採用される職員(以下「<u>一般任期付職員</u>」という。) 又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員(以下「<u>任期付職員</u>」という。)を採用する場合に限る。</p>	<p>.....号給を給する勤務を命ずる (イ)を命ずる 任期は...年...月...日までとする</p>	<p>期付職員」という。)を採用する場合を除く。</p> <p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により採用される職員(同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「<u>任期付職員</u>」という。)、<u>特定任期付職員又は任期付職員の採用等に関する条例</u>第2条第2項の規定により採用される職員(以下「<u>一般任期付職員</u>」という。)を採用する場合に限る。</p>
<p><u>1週間の勤務時間は.....とする</u></p>	<p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。) 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員(以下「<u>育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員</u>」という。)の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p>		
<p>2及び3 略</p>		<p>2及び3 略</p>	

<p>4 配置換え（昇任及び降任以外の方法で、所属課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。） 鳥取県……に任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる 期限（任期）の定めのない職員となる 1週間の勤務時間は… …時間とする 5～10 略 11 併任（任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第91条第2項にお</u></p>	<p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への配置換えの場合を除く。 職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職員を配置換えする場合に限る。 勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。 地方公務員法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、<u>任期付短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員</u>の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</p>	<p>4 配置換え（昇任及び降任以外の方法で、所属課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。） 鳥取県……に任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる 期限（任期）の定めのない職員となる 1週間の勤務時間は… …時間とする 5～10 略 11 併任（任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類若しくは</p>	<p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への配置換えの場合を除く。 職名を変更する場合に限る。 勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</p>
---	--	---	---

<p>いて準用する場合を含む。)の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類若しくは職を保有させたまま、他の職員の種類及び職を命ずる場合)鳥取県.....にあわせて任命する勤務を命ずるを命ずる</p>		<p>職を保有させたまま、他の職員の種類及び職を命ずる場合)</p> <p>鳥取県.....にあわせて任命する勤務を命ずるを命ずる</p>	
<p>12~15 略</p>		<p>12~15 略</p>	
<p>16 休職(職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第2条又は地方公務員法第28条第2項に掲げる事由に該当するため、同法第27条第2項又は第28条第2項の規定により休職を命ずる場合) 地方公務員法第27条第2項(地方公務員法第28条第2項第.....号)の規定により...年...月...日まで休職を命ずる(職員の休職の事由を定める条例第2条第...号該当)</p>	<p><u>職員の休職の事由を定める条例に規定する事由に該当する場合に限る。</u> <u>病気休職の場合に限る。</u></p>	<p>16 休職(地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命ずる場合)</p> <p>地方公務員法第28条第2項第.....号の規定により...年...月...日まで休職を命ずる</p>	
<p>給与は職員の給与に関する条例第12条の2第...号の規定により支給する</p>		<p>給与は職員の給与に関する条例第12条の2第...号の規定により支給する</p>	
<p>17~20 略</p>		<p>17~20 略</p>	
<p>21 自己啓発等休業承認(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第2条の規定により自己啓発等休業を承認する場合) 職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の</p>			

<p><u>規定により...年...月...日</u> <u>まで自己啓発等休業</u> <u>を承認する</u></p> <p>22 <u>自己啓発等休業期間</u> <u>延長（職員の自己啓発</u> <u>等休業に関する条例第</u> <u>7条第1項の規定によ</u> <u>り自己啓発等休業の期</u> <u>間の延長をする場合）</u> <u>職員の自己啓発等休業</u> <u>に関する条例第7条第</u> <u>1項の規定により自己</u> <u>啓発等休業の期間を...</u> <u>年...月...日まで延長す</u> <u>る</u></p> <p>23 <u>自己啓発等休業失効</u> <u>（地方公務員法第26条</u> <u>の5第4項の規定によ</u> <u>り自己啓発等休業の承</u> <u>認が効力を失う場合）</u> <u>自己啓発等休業の承認</u> <u>は失効した</u></p> <p>24 <u>自己啓発等休業取消</u> <u>（地方公務員法第26条</u> <u>の5第5項の規定より</u> <u>自己啓発等休業の承認</u> <u>を取り消す場合）</u> <u>自己啓発等休業の承認</u> <u>を取り消す</u></p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 <u>育児短時間勤務承認</u> <u>（地方公務員の育児休</u> <u>業等に関する法律第10</u> <u>条第1項の規定により</u> <u>育児短時間勤務を承認</u> <u>する場合）</u> <u>地方公務員の育児休業</u> <u>等に関する法律第10条</u> <u>第1項の規定により...</u> <u>年...月...日まで育児短</u> <u>時間勤務を承認する</u> <u>1週間の勤務時間は...</u></p>	<p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p>
--	---

...とする

30 育児短時間勤務期間

延長（地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合）

地方公務員の育児休業等に関する法律第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間を...年...月...日まで延長する

31 育児短時間勤務失効

（地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する同法第5条第1項の規定により育児短時間勤務の承認が効力を失う場合）

育児短時間勤務の承認は失効した

32 育児短時間勤務取消

（地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する同法第5条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合）

育児短時間勤務の承認を取り消す

33 短時間勤務（職員の

育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第17条第1項の規定により、育児短時間勤務をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要す

<p><u>る職を占めたまま短時間勤務をさせる場合）</u> <u>職員の育児休業等に関する条例第17条第1項の規定による短時間勤務をさせる</u></p> <p>34 <u>短時間勤務終了（職員の育児休業等に関する条例第17条第1項の規定による短時間勤務を終了させる場合）</u> <u>職員の育児休業等に関する条例第17条第1項の規定による短時間勤務は終了した</u></p> <p>35 <u>復職（休職中、専従休職中、育児休業中及び自己啓発等休業中の職員を職務に復帰させる場合）</u> 復職を命ずる</p> <p>36 略</p> <p>37 略</p> <p>38 略</p> <p>39 略</p> <p>40 略</p> <p>41 略</p> <p>42 任期更新 再任用の任期を...年...月...日まで更新する</p> <p>任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項（同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>25 <u>復職（休職中、専従休職中及び育児休業中の職員を職務に復帰させる場合）</u> 復職を命ずる</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p> <p>30 略</p> <p>31 略</p> <p>32 任期更新 再任用の任期を...年...月...日まで更新する</p> <p>任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する</p> <p><u>任期付職員の任期を...年...月...日まで更新す</u></p>	<p>地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項（同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。</p> <p><u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条</u></p>
---	--	--	---

<p><u>育児休業等任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</u></p>	<p><u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項又は第18条第3項の規定により育児休業等任期付職員の任期を更新する場合に限る。</u></p>	<p>る</p>	<p><u>第3項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。</u></p>
<p>特定任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>特定任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p>一般任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>	<p>一般任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。</p>
<p><u>任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する</u></p>	<p><u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第2項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。</u></p>		
<p>43 任期満了退職 再任用の任期の満了による退職</p>	<p>再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p>33 任期満了退職 再任用の任期の満了による退職</p>	<p>再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p>任期付研究員の任期の満了による退職</p>	<p>任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p>任期付研究員の任期の満了による退職</p>	<p>任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>
<p><u>任期付職員の任期の満了による退職</u></p>	<p><u>任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</u></p>	<p><u>任期付職員の任期の満了による退職</u></p>	<p><u>任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</u></p>
<p>育児休業等任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>育児休業等任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>		
<p>特定任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>	<p>特定任期付職員の任期の満了による退職</p>	<p>特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p>

<p>一般任期付職員の任期の満了による退職</p> <p><u>任期付職員の任期の満了による退職</u></p> <p>44 略</p> <p>45 略</p> <p>46 略</p> <p>47 略</p> <p>48 派遣（<u>地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項</u>、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）</p> <p>地方自治法第252条の17の規定（<u>地方独立行政法人法第91条第4項</u>、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）により（ア）</p> <p>……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、</p>	<p>一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p><u>任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</u></p> <p>（ア）派遣先とする。</p> <p>海外派遣条例又は公益</p>	<p>一般任期付職員の任期の満了による退職</p> <p>34 略</p> <p>35 略</p> <p>36 略</p> <p>37 略</p> <p>38 派遣（<u>地方自治法第252条の17</u>、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）</p> <p>地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）に（ア）</p> <p>より……へ…年…月…日まで派遣する</p> <p>派遣の期間中、給料、</p>	<p>一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。</p> <p>（ア）派遣先とする。</p> <p>海外派遣条例又は公益</p>
---	--	---	---

<p>扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の(イ).....を支給する(派遣の期間中、給与は支給しない)</p> <p>49 略</p> <p>50 略</p> <p>51 略</p> <p>52 略</p> <p>53 略</p> <p>54 略</p> <p>55 略</p> <p>56 略</p> <p>57 略</p> <p>58 略</p>	<p>法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(イ) 支給する割合とする。</p>	<p>扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の(イ).....を支給する(派遣の期間中、給与は支給しない)</p> <p>39 略</p> <p>40 略</p> <p>41 略</p> <p>42 略</p> <p>43 略</p> <p>44 略</p> <p>45 略</p> <p>46 略</p> <p>47 略</p> <p>48 略</p>	<p>法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(イ) 支給する割合とする。</p>
<p>第2 一般職の職員(非常勤職員に限る。)の場合</p>			
<p>1 任命</p>			
<p>(ア) 非常勤職員(.....)に任命する 報酬月額(報酬日額) (報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき).....円を給する勤務を命ずる 任用期間は...年...月...日までとし1箇月の勤務日数は17日以内(1週間の勤務時間は30時間以内)とする</p>	<p>(ア) 職名又は職種名とする。</p>		
<p>2 辞職</p>			
<p>辞職を承認する</p>			
<p>3 給与改定(給与の額を変更する場合)</p>			
<p>報酬月額(報酬日額) (報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき).....円を給する</p>			
<p>4 その他</p>			
<p>第1の例による</p>			

第3 略

第4 略

第2 略

第3 略

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。